

平成 28 年 8 月 24 日  
個人情報保護委員会

## 平成 28 年度第二次補正予算(案)について

### ○中小企業向け広報・啓発・相談事業 7 1 百万円

平成 29 年春から、従来は個人情報保護法の適用対象外であった中小企業(保有する個人情報が 5,000 人分以下の企業)が新たに適用対象となるため、中小企業がセキュリティ強化などの経営環境の整備を円滑に行うことができるように、制度の周知・徹底を図る必要があることから、全国説明会及び相談窓口の設置を実施する。

### ○個人情報の円滑な越境移転のための環境整備事業 9. 6 百万円

企業の経済活動を阻害しないように、我が国と諸外国との個人情報の円滑な流通を確保する必要があることから、各国のデータ保護機関との協力関係の構築や国際的なデータ保護の枠組みへの積極的な参加を図る。

**【問い合わせ先】**

個人情報保護委員会事務局総務課

津田、本田

電 話 : 6 4 5 7 - 9 6 0 9